富山県

新　湊　市　遺　跡　地　図

２００３年3月

新湊市教育委員会

富山県

新　湊　市　遺　跡　地　図

２００３年３月

新湊市教育委員会

序

新湊市では、昭和30年代から40年代にかけて富山新港の建設をはじめ、大規模なほ場整備や土地区画整理事業等が実施されてきました。これらの工事の際に市内各地で遺物の出土が報告されていますが、残念なことに詳細な記録のないまま現在ではその殆どが散逸してしまっています。

市内に残る遺跡は地域の歴史を正しく理解し、将来の文化の向上や地域の発展にも寄与するべき貴重な郷土資料でありますが、現在でも開発事業は尽きることなく続いており、市域の全てが平野部に位置する本市の遺跡は、常に開発による破壊の危機に直面していると言えます。このような状況下で、必然的に遺跡の保護と開発行為との事前調整の重要性が高まってきました。

市教育委員会ではこの問題に対応するため、遺跡の所在地や内容等、資料の充実を図る目的で、平成９年度から13年度にかけて国庫補助事業として市内全域を対象とした遺跡の分布調査を実施してまいりました。本書はその５年間にわたる分布調査の結果を遺跡地図としてまとめたものです。

内容的には不備な点も多々あろうかと思いますが、地域の貴重な郷土資料を守りつつ後世に伝えていくため、この遺跡地図が多方面で積極的に活用されることを願ってやみません。

終わりになりましたが、調査全般にわたってご指導いただいた富山県教育委員会および富山県埋蔵文化財センター、現地調査にご尽力された富山大学考古学研究室をはじめ、多大なご協力、ご支援をいただきました地元の方々や関係者各位に対し心より感謝申し上げますとともに、今後とも文化財の保護により一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年３月

新湊市教育委員会

教育長　竹　内　伸　一

例　言

1　本書は、新湊市教育委員会が平成９年度から同13年度にかけて市内全域を対照として実施した、埋蔵文化財分布調査の結果をまとめた遺跡（埋蔵文化財包蔵地）地図である。

2　分布調査及び本書の作製は、新湊市教育委員会が国庫補助金・県費補助金の交付をうけて実施した。

3　本書の地図は、新湊市が国土地理院の承認を得て作成した新湊市全図（平成13年度版）を基にしたものであり、全体区割図には縮尺1/25,000を、分割図には縮尺1/10,000の地図をそれぞれ原図として使用した。なお全体区割図では縮尺を1/50,000に縮小してある。

4　本書に記載した遺跡の範囲は、平成15年３月31日現在において新湊市教育委員会が把握しているものである。

5　埋蔵文化財の性格上、現況下での内容確認が困難であるため、地図中の遺跡範囲はおおよその範囲を示したものである。したがって今後の発掘調査等によって新たな遺跡の発見や抹消、範囲等の内容変更が生じる可能性のあることを了承願いたい。
　遺跡内容の最新情報については、新湊市教育委員会生涯学習課に問い合わせて下さい。

6　本書に記載した遺跡の範囲内で発掘調査や土木工事等を実施する場合には『文化財保護法』第57条・第57条の２・第57条の３の規定による届出及び通知が必要となります。また遺跡近接地においても同様の取扱いを行う場合がありますので、遺跡範囲の内外を問わず、事業計画の早期に新湊市教育委員会生涯学習課まで連絡・確認願います。

目　次

序　文
例　言
凡　例

1　開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて…… 1

2　遺跡地図全体区割図（1/50,000）…… 3

3　分割図（1/10,000）…… 4

4　新湊市遺跡地図参考文献…… 37

5　文化財保護法（抄）…… 39

地　図　凡　例

1　本書に記載した遺跡の時代は縄文時代から近世までの各時代である。

2　分割図では、見開きの前頁に遺跡地図を、後頁に地図に対応する遺跡台帳を掲載してある。
地図中の赤枠は遺跡範囲を、破線は現在事実上消滅している遺跡範囲をそれぞれ示している。各遺跡番号は遺跡台帳の番号に対応しており、遺跡範囲が複数の分割図にまたがる場合には、台帳も遺跡に対応させ複数掲載してある。

3　分割図に対応する遺跡台帳中の表記は下記のとおりである。

(1)　遺跡の時代表記は下記のとおりである。なお発掘調査や文献資料・伝承等により詳細な時代が確認できる遺跡については極力細分化して表示した。

時代表記	細　　分
縄文（縄文時代）	草創（草創期）、早（早期）、前（前期）、中（中期）、後（後期）、晩（晩期）
弥生（弥生時代）	前（前期）、中（中期）、後（後期）
古墳（古墳時代）	前（前期）、中（中期）、後（後期）
古代（古代）	飛鳥（飛鳥時代）、白鳳（白鳳時代）、奈良（奈良時代）、平安（平安時代）
中世（中世）	鎌倉（鎌倉時代）、南北朝（南北朝時代）、室町（室町時代）、安土桃山（安土桃山時代）
近世（近世）	近世（江戸時代）

(2)　時代表記の後には遺跡の種別を記してある。発掘調査や文献史料・伝承等によって内容が推定できる遺跡・時代については個々の種別を明記し、遺物の散布や出土記録はあるが内容の不明なものについては散布地と表記した。

(3)　「主な出土遺物」には、発掘調査で出土したものの他、表面採集資料や過去に出土記録のある遺物も含めて記載してある。出土記録のみで、現在内容確認のできない遺物については（伝）と記してある。

(4)　「加除・内容変更等整理欄」は今後の遺跡内容変更等に対応するために設けたものである。各遺跡についての最新情報は、市教育委員会生涯学習課で随時確認可能であるので、遺跡地図を利用される際に内容変更等を確認し、必要に応じて記入されたい。

1　開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（右頁参照）

①　事業計画の照会

事業計画が策定された段階で、当該事業計画地内における史跡および、周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」という）等の所在状況について、事業者が教育委員会に照会し、遺跡地図等で確認する。

②　予備調査

事業計画地及びその付近に遺跡が所在する場合には、まず現地の遺跡所在状況を正確に把握するための予備調査が必要となります。予備調査は市教育委員会が主体となり、主に次の方法により実施します。

分布調査＝　対象とする地域を踏査し、遺物の散布状況や地形等、地表面からの観察によって遺跡範囲やその分布状況を把握する基礎的な調査であり、掘削は行いません。

試掘調査＝　数メートル四方の坪掘りや、幅１メートル程度の細長い試掘溝を設けて実際に遺構・遺物の有無や地表からの深さ等を確認する部分的な発掘調査で、発掘面積は事業計画地面積の一割程度を目安とします。この試掘調査によって得られた情報が、今後の遺跡の保護や工事を進めてゆく上での重要な資料となります。

③　発見された埋蔵文化財の取扱いについての協議

試掘調査によって事業計画地内に遺跡の広がりが確認された場合には、遺跡の保護措置が必要となります。

保護措置が必要となる範囲は、試掘調査によって確認された事業計画地内での遺跡範囲の内、実際に工事によって影響が生じる部分となります。主な方法としては①事業計画地内で遺跡の空白地に建築物の位置をずらす、②盛土による保護層を設ける等工法の変更、③遺跡の部分を緑地帯等にして現状保存を図る、④事業計画の変更等が挙げられます。

協議の結果、事業計画の変更が不可能となった場合には、破壊される遺跡を記録という形で残すために、本発掘調査が必要となります。ただし、発掘調査は遺跡の破壊を伴う行為であり、現状保存が不可能な場合の次善の措置であるため、発掘調査は必要最低限の範囲に留めなければなりません。

④　埋蔵文化財発掘の届出・通知

遺跡範囲内で土木工事等を実施する場合、事業者は文化財保護法（以下「法」という）第57条の２の規定に基づき、市教育委員会を経由して文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）に土木工事を行う旨の届出を事業着手の60日前まで（事業者が国の機関等の場合には事業着手の30日前までに法第57条の３による通知）に行わなければなりません。

市教育委員会は、事業者からの届出・通知を受理し、これに教育委員会の意見を付して県教育委員会へ提出します。届出・通知を受けた文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）は発掘調査その他必要な事項についての指示又は勧告を事業者に対して行います。

事業計画の照会により、計画地が遺跡範囲内に所在することが明らかとなった場合や、試掘調査により遺跡の広がりが確認された場合でも、工事の内容等によっては以下のような取扱いをする場合があります。

工事立会＝　対象地域が狭小で、通常の発掘調査が実施できない場合や、工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合において、工事等の実施中に教育委員会の職員が現地で立ち会うこと。

慎重工事＝　遺構の状況や工事の内容等から、発掘調査・工事立会の必要がないと考えられる場合において、教育委員会の指導のもと、埋蔵文化財に悪影響を及ぼすことのないよう注意を払いつつ、慎重に工事を実施すること。

※　遺跡範囲内での土木工事等の実施に際しては、発掘調査の要・不要を問わず法第57条の２及び３による届出・通知が必要となりますので、工事等の種類に関わらず教育委員会と協議願います。

⑤　本発掘調査

本発掘調査は事業を実施する事業者が行うこととされていますが、発掘調査はその行為自体が遺跡の破壊を伴うという側面を持ちます。そのため調査に際しては専門的な技術や相応の調査水準が求められることになり、通常は事業者が教育委員会等に発掘調査を依頼することになります。

⑥　工事中の遺跡発見（不時発見）

埋蔵文化財の性格上、遺跡の範囲外であっても工事等の実施中に新たな遺跡が発見される場合があります。遺跡が発見されたときには速やかに工事を中止し、法第57条の５の規定に基づき、その現状を変更することなく文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）に届け出なければなりません（事業者が国の機関等の場合は法第57条の６による通知）。この場合には文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）は現状変更の停止又は禁止を命ずることができます。

工事実施中の遺跡の不時発見は埋蔵文化財の保護だけでなく、事業計画にも大きな影響を与えることになりかねませんので、事前の試掘調査等で十分な確認を行うことが必要といえます。

⑦　出土品整理・保存処理、調査報告書作成

発掘調査（遺跡の記録保存）は出土品の整理、保存処理、調査報告書の作成・刊行をもって完了となります。一般的に調査報告書の作成には現地発掘調査期間に相応する期間が必要とされます。

開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い手続等概要

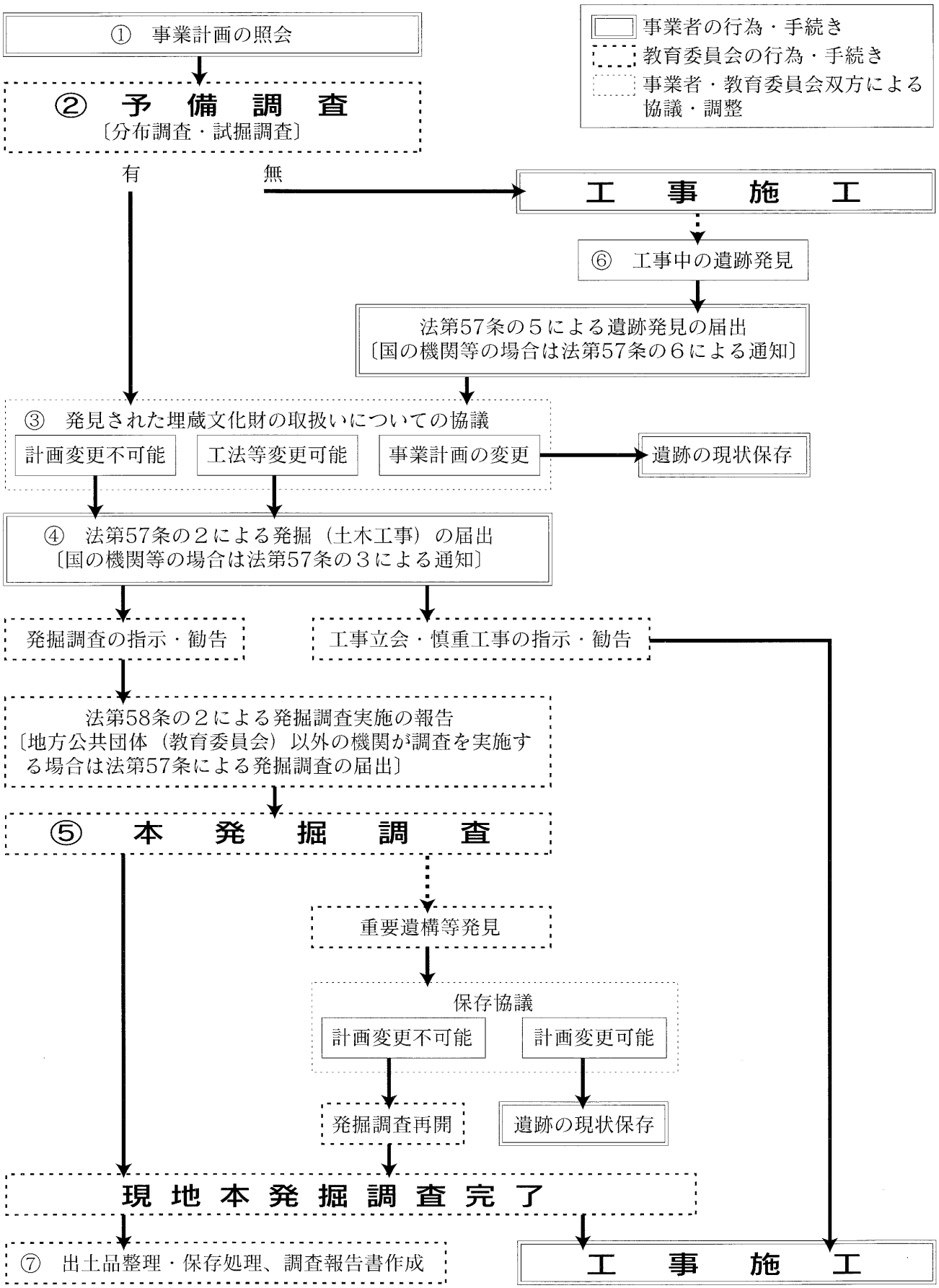

2　遺跡地図全体区割図 (1／50,000)

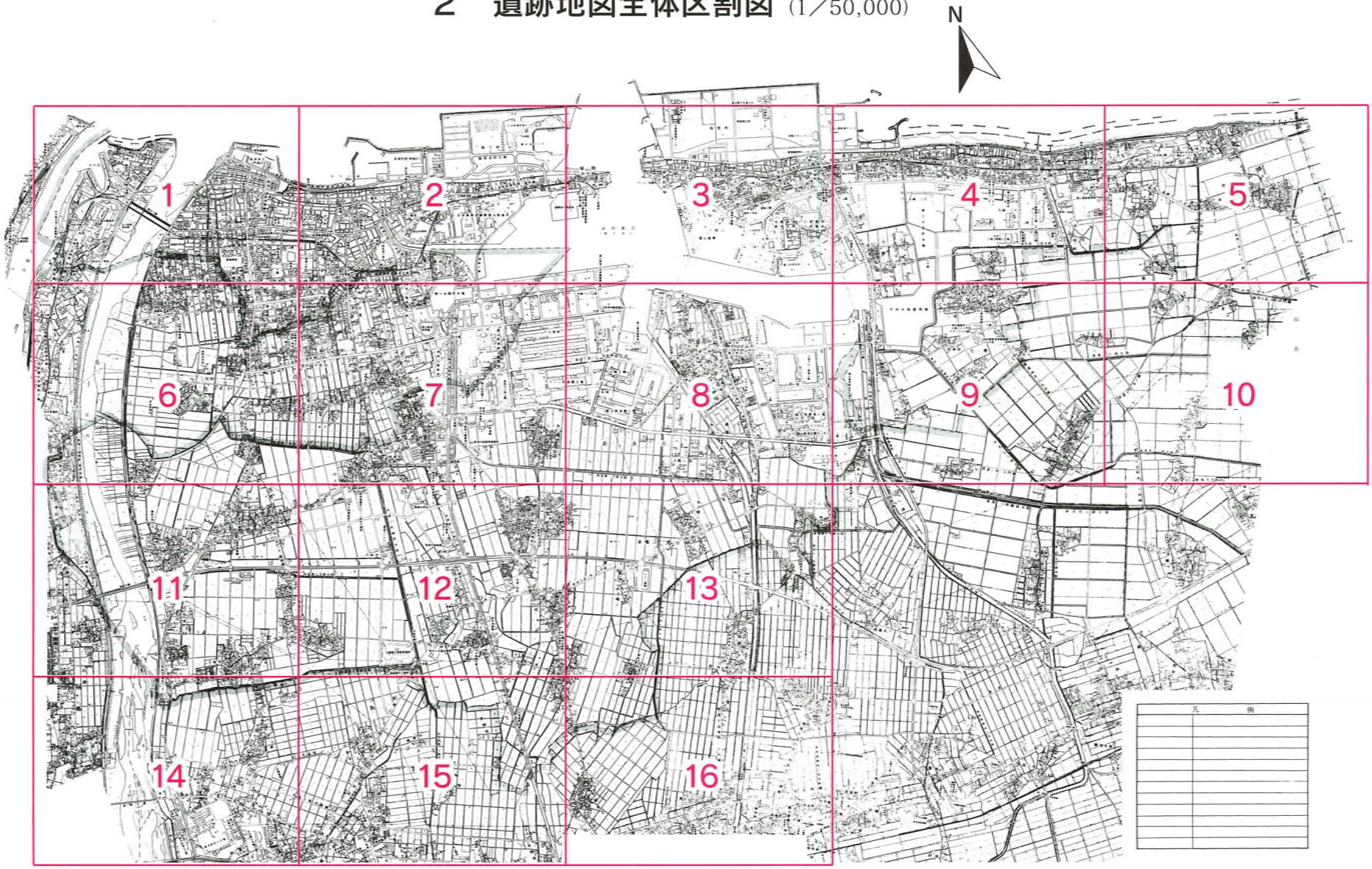

３　分　　割　　図 (1／10,000)

分割図1

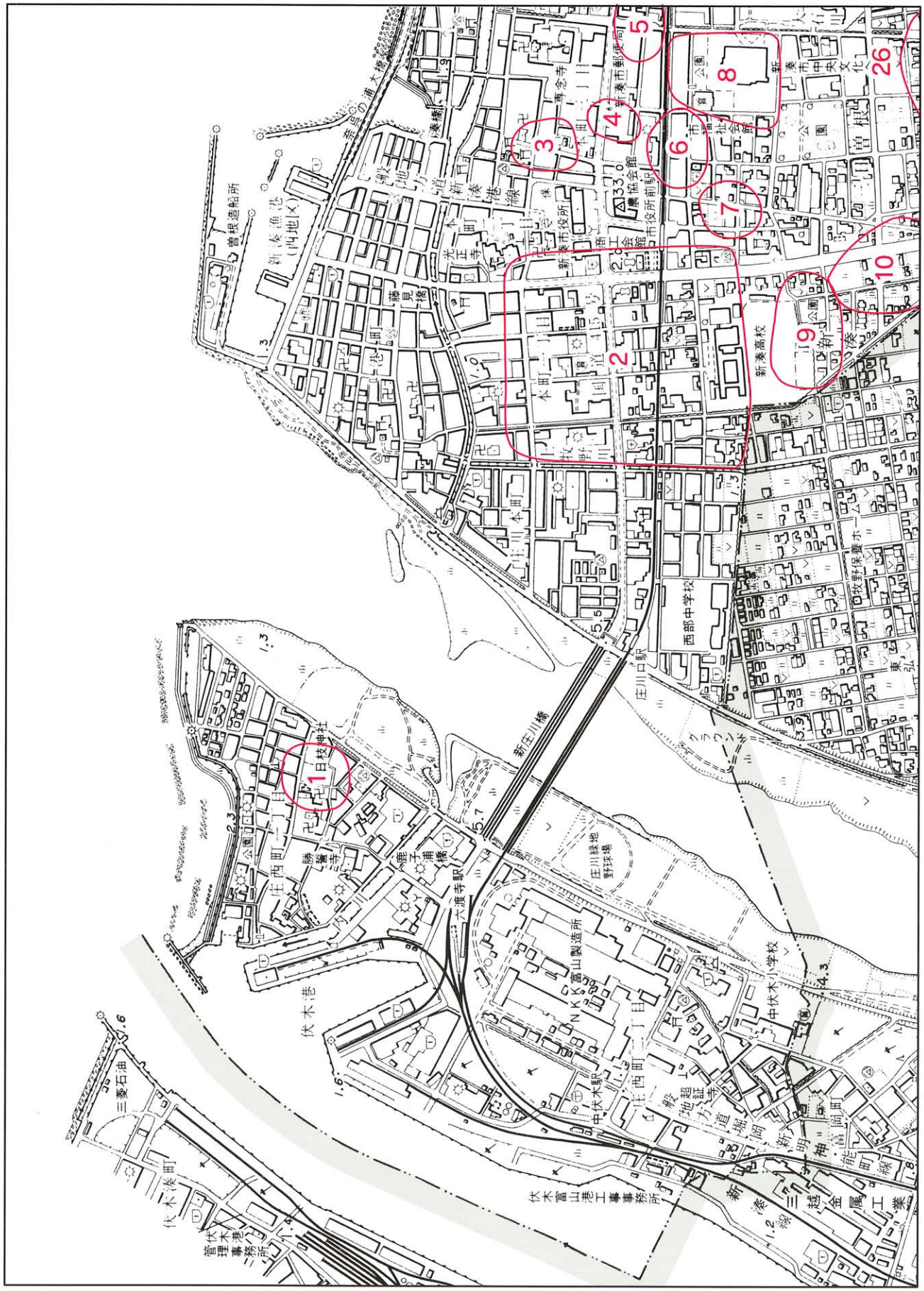
2
6
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
26
日枝神社
庄西町二丁目
勝願寺
鹿子浦橋
大渡寺駅
新庄川橋
庄川駅
庄川緑地野球場
NKK富山製造所
伏木港
中伏木駅
中伏木小学校
伏木富山港工事事務所
伏木港町
三菱石油
管理事務所
伏木港
新湊漁港（内地区）
曽根造船所
新湊市役所
新湊市役所前駅
新湊市郵便局
新湊高校
西部中学校
新湊市中央文化公園
曽根
新湊市役所
新湊高校
新湊市役所前駅
新湊市郵便局
新湊市中央文化公園
曽根
新湊市役所
新湊高校
新湊市役所前駅
新湊市郵便局
新湊市中央文化公園
曽根

遺跡台帳１

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
1	1	203065	六渡寺遺跡（ろくどうじいせき）	庄西町	中世散布地	宅地	珠洲焼	H.13分布調査	4.35.47.54
2	1	203011	禅興寺・長徳寺廃寺跡（ぜんこうじ・ちょうとくじはいじあと）	本町・西新湊	鎌倉～室町寺院	宅地・学校敷地	珠洲焼・珠洲焼仏像・仏具、(伝)板石塔婆・一石五輪塔・宝篋印塔	(禅興寺廃寺跡と統合し範囲変更) H.13分布調査	4.6.10.29.32 35.54
3	1	203062	万福寺遺跡（まんぷくじいせき）	本町	中世散布地	宅地	板石塔婆・五輪塔	H.13分布調査	29·54
4	1	203008	一本杉Ａ遺跡（いっぽんすぎＡいせき）	本町	古代散布地	宅地	(伝)須恵器	(旧称：大石川遺跡)H.13分布調査	54
5	1·2	203009	大石川遺跡（おおいしかわいせき）	本町・中央町	弥生・中世散布地	宅地	弥生土器・一石五輪塔	(旧称：一本杉Ａ遺跡)H.13分布調査	4.29.54
6	1	203010	一本杉Ｂ遺跡（いっぽんすぎＢいせき）	本町・三日曽根	弥生・中世散布地	宅地	弥生土器・板石塔婆	H.13分布調査	54
7	1	203012	蜜柑田遺跡（みかんだいせき）	三日曽根	鎌倉～室町散布地	宅地	須恵器・土師器・土錘・一石一尊仏	(旧称：禅興寺廃寺跡) H.12試掘調査　H.13分布調査	54
8	1	203063	興化廃寺跡（こうかはいじあと）	三日曽根	南北朝～室町寺院	公用地・宅地	不明	H.13分布調査	4.10.32.35.54
9	1	203013	川原遺跡（かわはらいせき）	西新湊	縄文・古代散布地	宅地・学校敷地	縄文土器・土師器・須恵器・土錘	S.55試掘調査　H.13分布調査	7.15.30.41.54
10	1·6	203014	烏帽子形遺跡（えぼしがたいせき）	善光寺・西新湊	古代散布地	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	H.13分布調査	54
26	1·6	203015	背戸狭間遺跡（せどはざまいせき）	善光寺・緑町	弥生・古代散布地	宅地・水田	弥生土器・須恵器・土師器	H.13分布調査	4.29.54

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

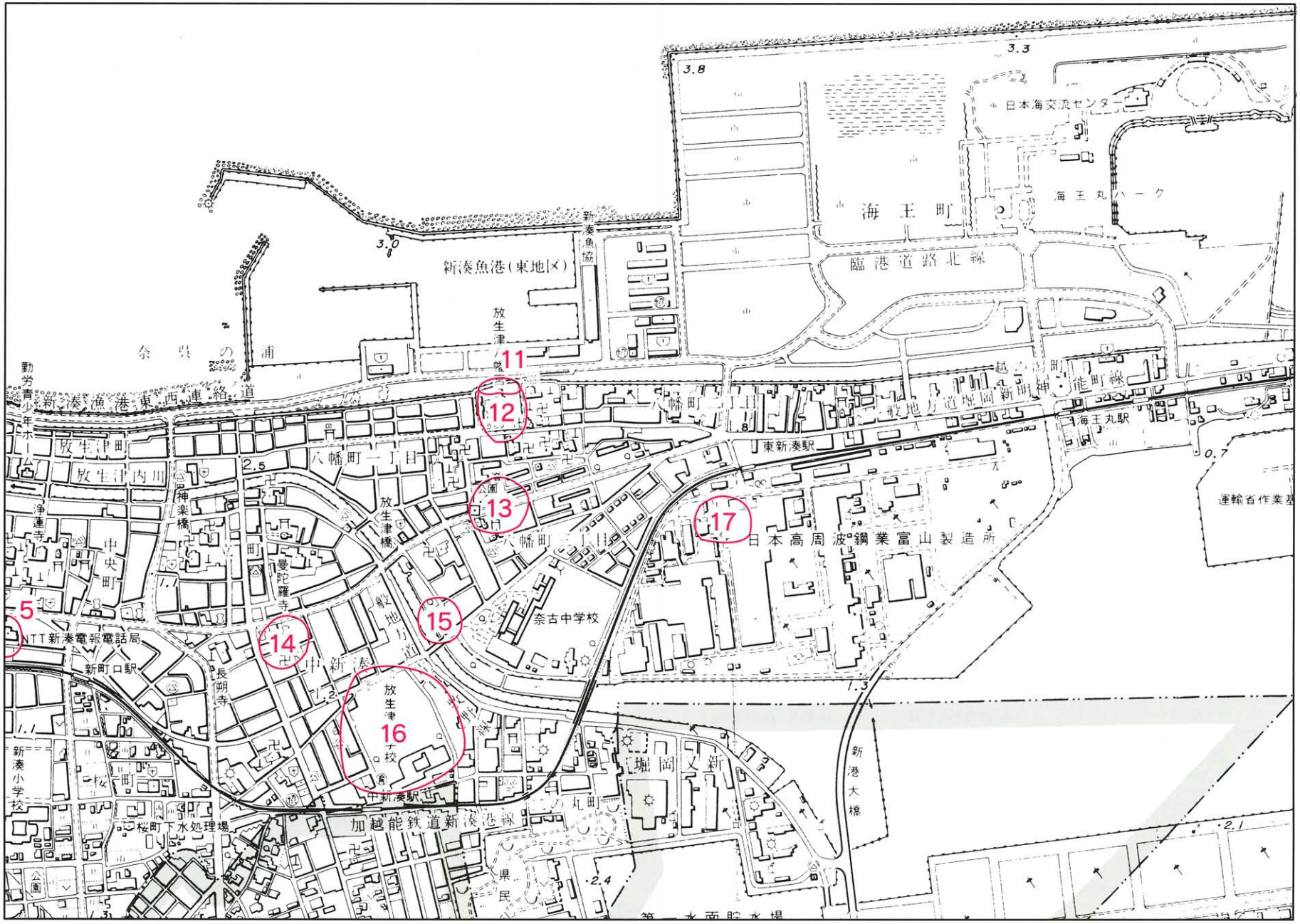
日本海交流センター
海王丸パーク
海王町
臨港道路北線
新湊魚港(東地区)
新湊漁協
放生津潟
奈良県の浦
勤労青少年ホーム
新湊漁港東西連絡道
八幡町一丁目
放生津町
放生津内川
放生津橋
神楽橋
浄蓮寺
中央町
曼陀羅寺
般地方道
八幡町二丁目
東新湊駅
海王丸駅
越中島町
能町線
新明神
運輸省作業基
日本高周波鋼業富山製造所
奈古中学校
NTT新湊電報電話局
新町口駅
長明寺
中新湊
放生津小学校
中新湊駅
新湊小学校
桜町
桜町下水処理場
加越能鉄道新湊港線
堀岡又新
丸町
県民
新港大橋
第一水面貯水堤
公園
5
11
12
13
14
15
16
17

◀1

3▶

遺跡台帳２

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代･種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
5	1･2	203009	大石川遺跡（おおいしかわいせき）	本町･中央町	弥生･中世散布地	宅地	弥生土器･一石五輪塔	(旧称:一本杉Ａ遺跡)H.13分布調査	4.29.54
11	2	203001	放生津台場跡（ほうじょうづだいばあと）	八幡町	近世台場？	境内地	近世陶磁器	H.13分布調査	4.22.54
12	2	203002	八幡宮遺跡（はちまんぐういせき）	八幡町	鎌倉～近世神社	境内地	珠洲焼･中世土師器･瀬戸美濃･越中瀬戸	H.13分布調査	4･32.35.54
13	2	203004	荒屋遺跡（あらやいせき）	八幡町	中世散布地	公園･宅地	珠洲焼、(伝)縄文土器･土師器･宝篋印塔･板石塔婆	H.13分布調査	1.2.3.6.7.12 54
14	2	203007	報土寺廃寺跡（ほうどうじはいじあと）	中新湊	鎌倉～室町寺院	宅地		H.13分布調査	4.10.32.35.54
15	2	203005	神保寺遺跡（じんぼうじいせき）	八幡町	中世散布地	宅地	板石塔婆･五輪塔･宝篋印塔	H.15分布調査	1.2.54
16	2	203006	放生津城跡（ほうじょうづじょうあと）	中新湊･二の丸町	鎌倉～安土桃山城館、近世蔵跡	学校敷地･宅地	珠洲焼･中世土師器･瀬戸美濃･漆器･越中瀬戸･五輪塔･中国銭	S.63･H元･H３試掘調査　H.13分布調査	1.2.4.10.14.18 19.21.23.32.35 39.52.53.54
17	2	203003	高周波遺跡（こうしゅうはいせき）	八幡町	古代散布地	工場敷地	(伝)須恵器	H.13分布調査	54

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除･変更等年月日	変更内容等	備考

分割図3

4
8
2
18
海竜スポーツランド
産業廃棄物センター
東部埋立地
海竜町
堀岡
堀岡福祉センター
堀岡小学校
運動公園
射水町
堀江
富山産業
富山中央木材
小池木材
北電新港共同火力発電所
東部漁港出張所
研究所
水産増養殖センター
フェリー発着所
富山新港（放生津潟）
富山新港公共埠頭管理事務所
中越パルプ工業
展望台

遺跡台帳３

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代･種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
18	3	203034	堀切関所跡（ほりきりせきしょあと）	堀岡明神新	室町関所？	宅地		H.12分布調査	2.4.10.49

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除･変更等年月日	変更内容等	備考

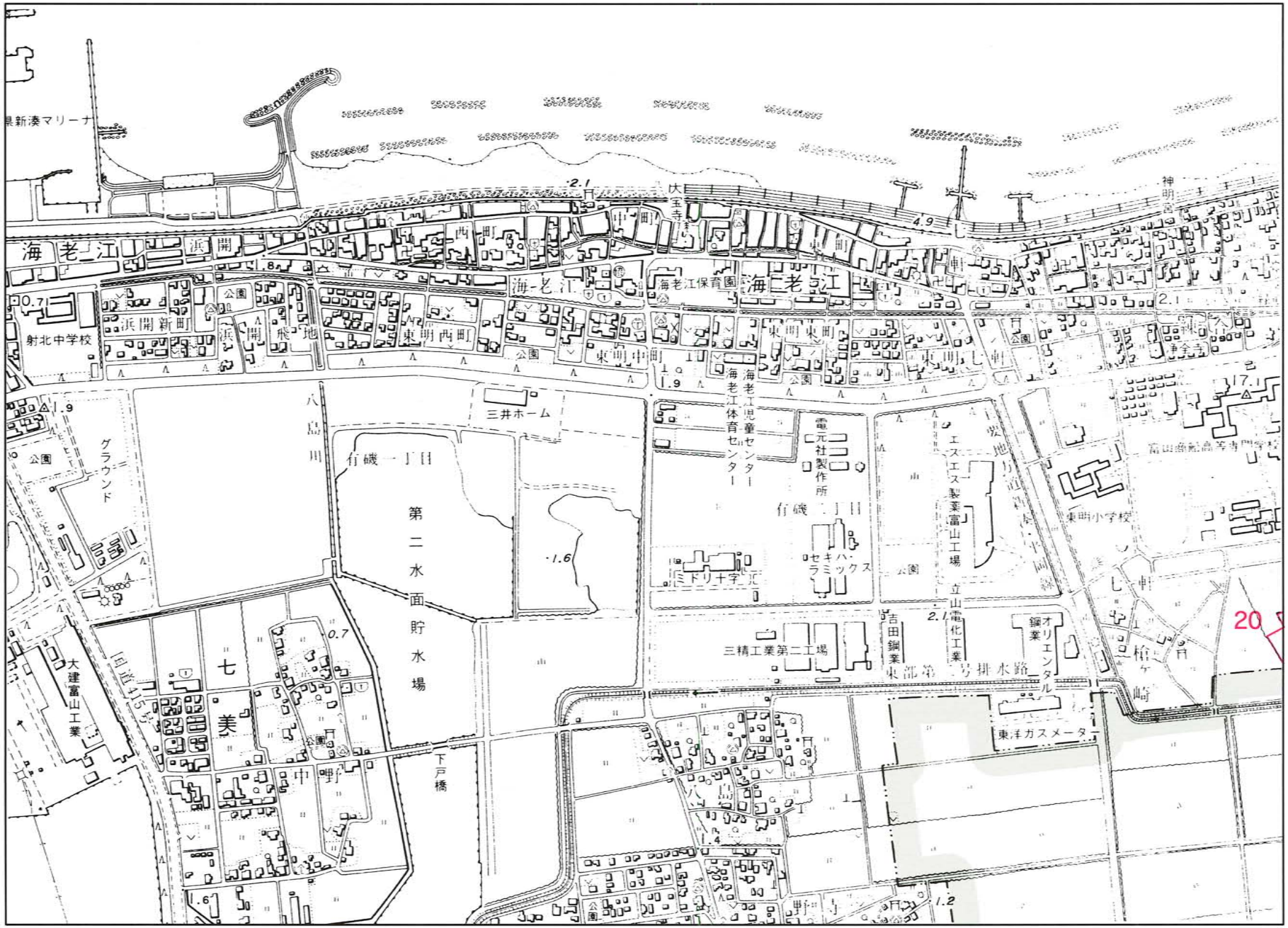
県新湊マリーナ
海老江
浜開新町
射北中学校
公園
グラウンド
海老江保育園
海老江児童センター
海老江体育センター
東明西町
東明中町
東明東町
三井ホーム
八島川
有磯一丁目
第二水面貯水場
電元社製作所
有磯二丁目
セキハ・ラミックス
ミドリ十字
エスエス製薬富山工場
立山電化工業
吉田鋼業
オリエンタル鋼業
三精工業第二工場
東部第一号排水路
東洋ガスメーター
東明小学校
富山商船高等専門学校
神明宮
大建富山工業
国道415号
七美
中野
下戸橋
柿ケ崎
大玉寺
20

◀3

5▶

遺跡台帳４

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代･種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
20	4･5	203061	本江針山西遺跡（ほんごうはりやまにしいせき）	本江針山･下村	縄文～中世散布地	水田	縄文土器･弥生土器･土師器･土錘･中世土師器･青磁	H.12分布調査	49

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除･変更等年月日	変更内容等	備考

分割図5

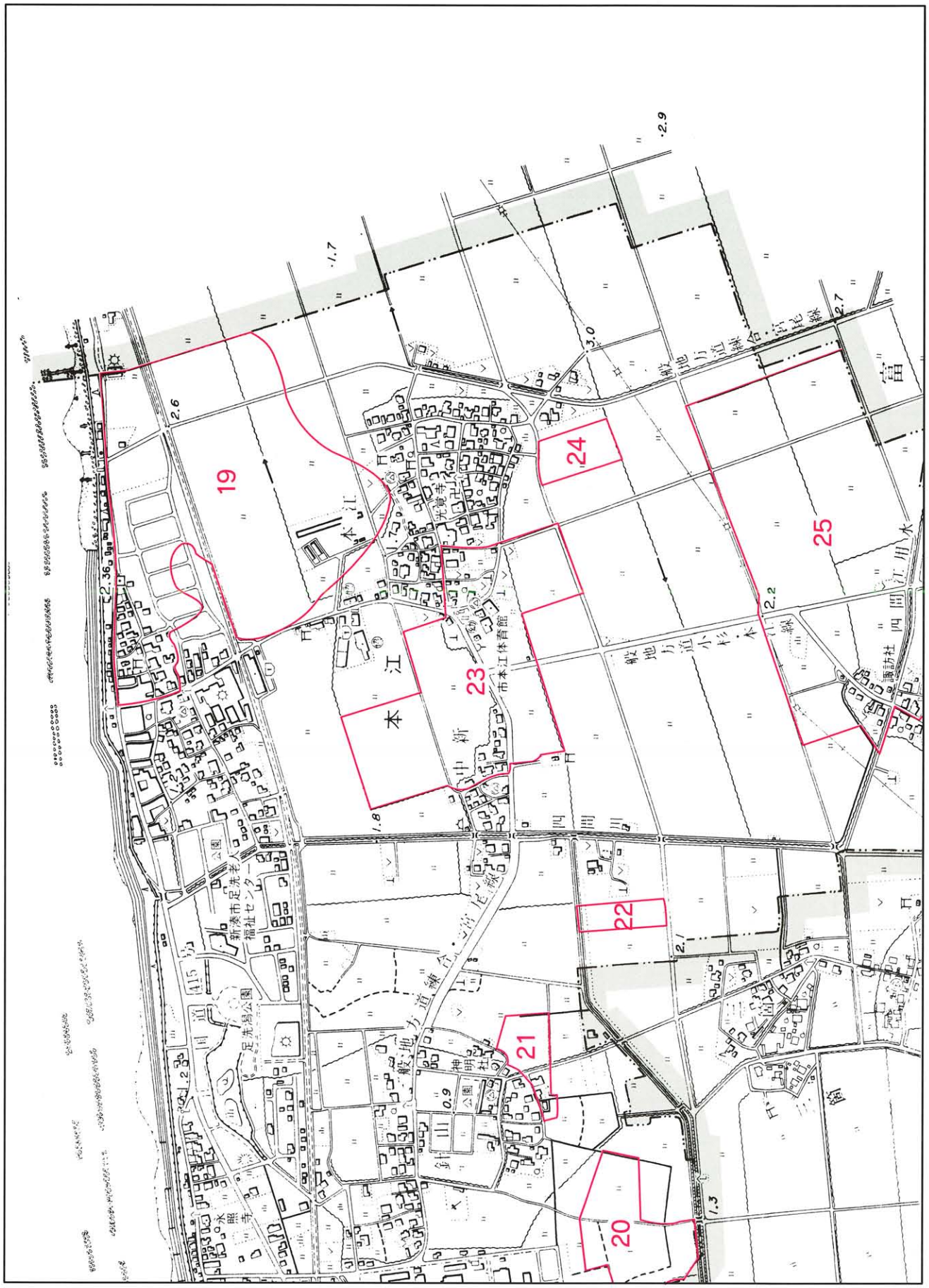
19
20
21
22
23
24
25
本江
新湊市足洗老人福祉センター
足洗児童公園
水照寺
415号
一般地方道練合・宮尾線
一般地方道小杉本江線
一般地方道練合・宮尾線
市本江体育館
光寿寺
諏訪社
四間川
富山
10
4

遺跡台帳５

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
19	5	203054	本江東遺跡（ほんごうひがしいせき）	本江・本江東・本江北	古代集落、弥生・中世散布地	水田・宅地	土師器・須恵器・土錘・珠洲焼・中世土師器・五輪塔	H.11本調査　H.11試掘調査　H.10・12分布調査	42.43.45.49 50.51
20	4・5	203061	本江針山西遺跡（ほんごうはりやまにしいせき）	本江針山・下村	縄文～中世散布地	水田	縄文土器・弥生土器・土師器・土錘・中世土師器・青磁	H.12分布調査	49
21	5	203060	本江針山遺跡（ほんごうはりやまいせき）	本江針山・本江	弥生～中世散布地	水田・宅地	弥生土器・土師器・珠洲焼	H.12分布調査	49
22	5	203059	本江西遺跡（ほんごうにしいせき）	本江西	古代散布地	水田	須恵器・土師器	H.12分布調査	49
23	5	203053	本江遺跡（ほんごういせき）	本江北・本江・本江中新・本江後新	弥生・古代散布地	水田・宅地	弥生土器・土師器・須恵器・珠洲焼・青磁	H.11試掘調査　H.10・11分布調査	49.50
24	5	203058	本江中遺跡（ほんごうなかいせき）	本江中	弥生～中世散布地	水田	弥生土器・土師器・須恵器・中世土師器	H.12分布調査	49
25	5・10	203039	利波遺跡（となみいせき）	本江中・本江南・本江利波・富山市	縄文後～中世散布地	水田・宅地	弥生土器・土師器・須恵器・中世土師器・珠洲焼・青磁	H.9試掘調査　H.10・12分布調査	2.6.38.49

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

1

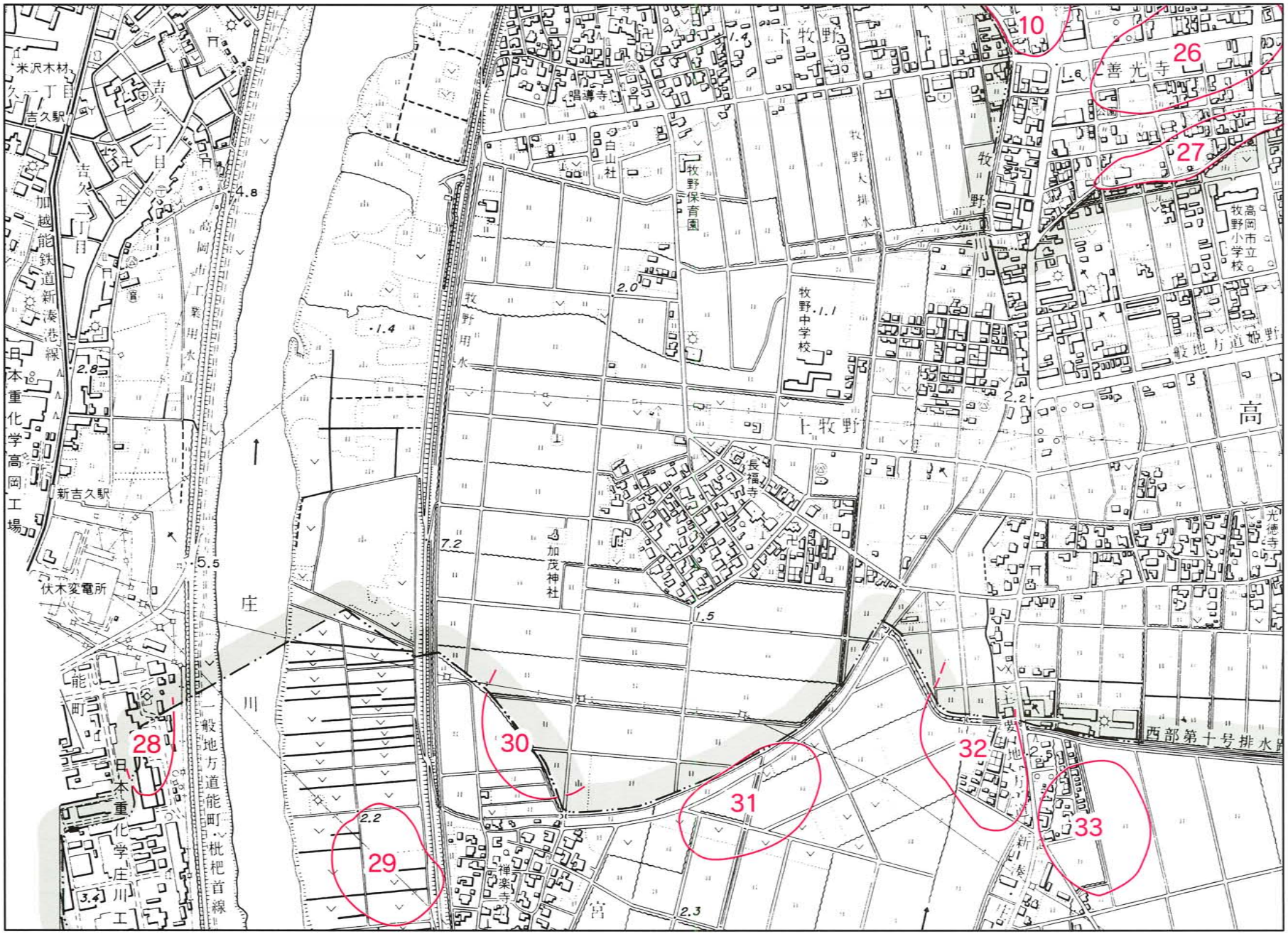
10
26
27
28
29
30
31
32
33
善光寺
唱導寺
白山社
牧野保育園
牧野大排水
牧野中学校
高岡市立牧野小学校
牧野用水
上牧野
長福寺
加茂神社
禅楽寺
光徳寺
新吉久駅
伏木変電所
日本重化学工業
庄川
一般地方道能町・枇杷首線
一般地方道姫野
西部第十号排水路
新湊港線
加越能鉄道
高岡市工業用水道

7

10

遺跡台帳６

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
10	1・6	203014	烏帽子形遺跡	善光寺・西新湊	古代散布地	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	H.13分布調査	54
26	1・6	203015	背戸狭間遺跡	善光寺・緑町	弥生・古代散布地	宅地・水田	弥生土器・須恵器・土師器	H.13分布調査	4.29.54
27	6・7	203064	金屋畑遺跡	善光寺・緑町	弥生・中世散布地	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	H.13分布調査	54
28	6	203021	古宮遺跡	宮袋	古代散布地	工場敷地	須恵器・土錘	H.9分布調査	36
29	6	203020	宮袋Ｂ遺跡	宮袋	古墳・中世散布地	畑	須恵器・珠洲焼	H.8・9分布調査	35.36
30	6	203050	上牧野・宮袋遺跡	宮袋・高岡市	古墳前散布地	水田	土師器・珠洲焼	H.8・9試掘調査　H.9分布調査	34.35.36
31	6	203018	松木七口遺跡	宮袋	弥生・古代・中世散布地	水田・畑	弥生土器・須恵器・珠洲焼	H.4試掘調査　H.9分布調査	24.30.35.36.41
32	6	203016	中曽根西遺跡	松木・宮袋・高岡市	弥生・古代・中世散布地	宅地・水田	弥生土器・須恵器・土師器・珠洲焼	(旧称：木戸口Ａ遺跡) H.4試掘調査　H.9分布調査	24.30.36.41
33	6	203019	松木遺跡	松木	弥生散布地	宅地・水田・畑	弥生土器・土師器・青磁	H.8本調査　H.7・12試掘調査　H.9分布調査	30.31.33.34.35 36

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

▲2

◀6

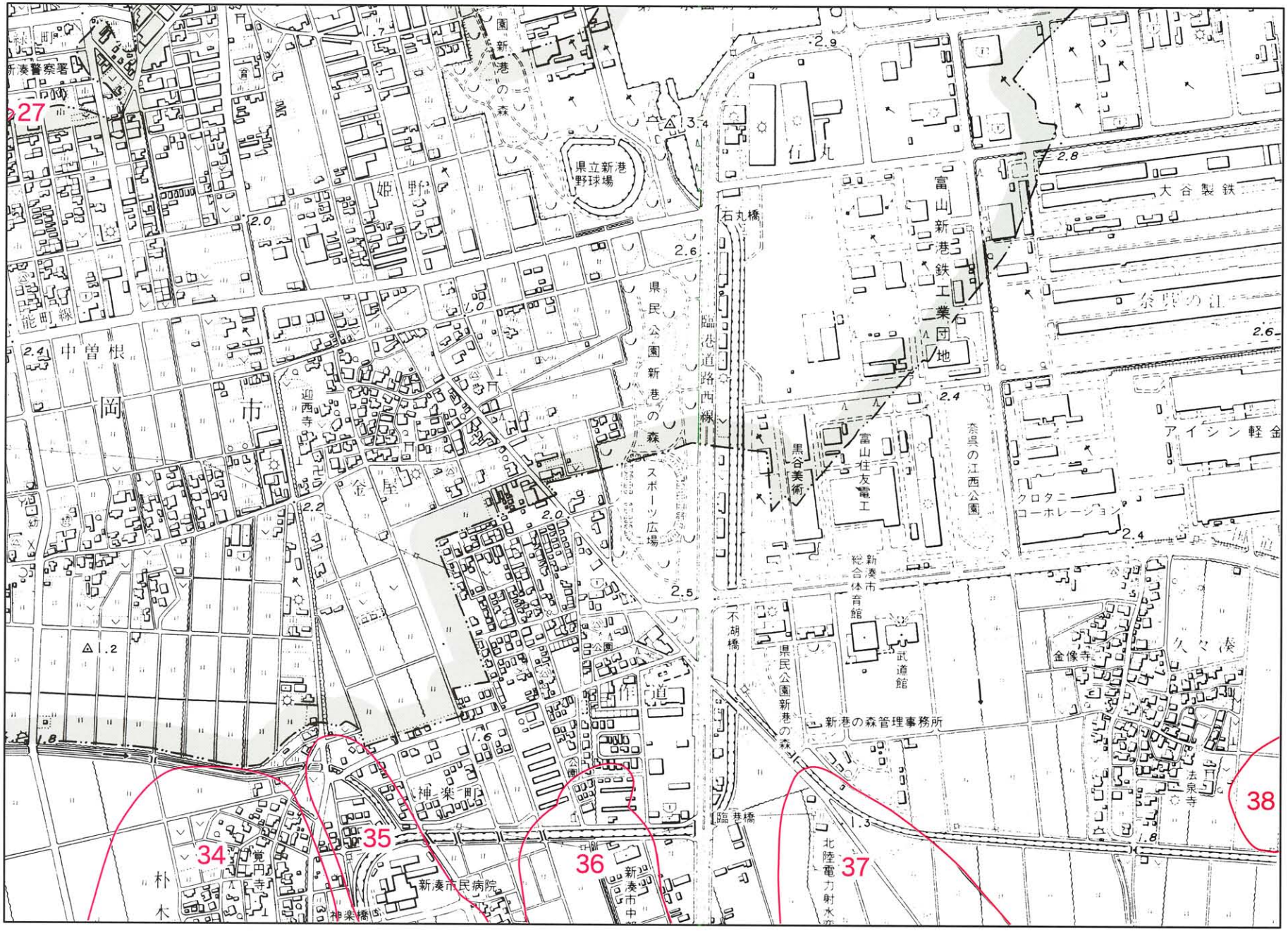
新湊警察署
27
新港の森
県立新港野球場
姫野
石丸
石丸橋
富山新港鉄工業団地
大谷製鉄
奈呉の江
県民公園新港の森
臨港道路西線
中曽根
能町線
迎西寺
金屋
スポーツ広場
黒谷美術
富山住友電工
奈呉の江西公園
アイシン軽金
クロタニコーポレーション
新湊市総合体育館
武道館
不胡橋
県民公園新港の森
新港の森管理事務所
金像寺
久々湊
法泉寺
神楽町
臨港橋
北陸電力射水
34
35
36
37
38
覚円寺
新湊市民病院
神楽橋
新湊市中

8▶

12▼

遺跡台帳７

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
27	6・7	203064	金屋畑遺跡（かなやばたけいせき）	善光寺・緑町	弥生・中世散布地	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	H.13分布調査	54
34	7・12	203047	朴木Ｃ遺跡（ほうのきＣいせき）	朴木・松木	弥生中～中世散布地	宅地・水田	弥生土器・須恵器・土師器・珠洲焼・青磁	H.7・11・12・13試掘調査　H.7・9分布調査	30.31.35.36.50
35	7・12	203026	朴木Ａ遺跡（ほうのきＡいせき）	朴木・鏡宮・神楽町	弥生・古代・中世散布地	宅地・水田・病院敷地	弥生土器・土師器・須恵器・珠洲焼・青磁	(旧称:朴木Ｂ遺跡、朴木Ａ遺跡と統合) H.6・10試掘調査　H.8・9分布調査	8.9.13.28.30 35.36.37.44
36	7・12	203028	高島Ａ遺跡（たかしまＡいせき）	作道・鏡宮	弥生中～古墳前集落・中世散布地	水田・宅地	弥生土器・土師器・須恵器・珠洲焼	(旧高島Ｂ遺跡を統合) H.9本調査　H.7・8・9・12・14試掘調査　H.7・8・9・10分布調査	8.30.31.32.34 35.37.38.41.44 46.50.56
37	7・12	203032	作道遺跡（つくりみちいせき）	作道	弥生中集落？、古代・中世散布地	水田・宅地	弥生土器	H.5・9試掘調査　H.8・10分布調査	27.32.35.37.38 41
38	7・8	203041	久々湊遺跡（くぐみなといせき）	久々湊	縄文散布地	水田	縄文土器	H.4・10分布調査	26.32.37

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

▲3

◀7

港湾労働者福祉センター
富山新港管理局
富山合金
佐藤鉄工
三精工業
富山軽金属工業
奈呉の江東公園
415号
新湊市
津幡江
西部第二号排水路
中央幹線排水路
38
55
片口緑地
勝円寺
片口
新片町二丁目
新片町三丁目
新片町四丁目
新片町五丁目
公園
片口橋
高場大橋
悠基橋
片口高場
片口小学校
ウッドライフとみさん
日本バーカライジング
北陸バーカライジング
山下ステン工業
三協アルミ新湊工場
新一堀
燐化学新湊工場
富山新港企業センター
組合会館
ヤヨイ化
片口久々

9▶

▼13

遺跡台帳８

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代･種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
38	7･8	203041	久々湊遺跡（くぐみなとい せき）	久々湊	縄文散布地	水田	縄文土器	H.4･10分布調査	26.32.37
55	8･13	203057	東津幡江遺跡（ひがしつばた え いせき）	津幡江	弥生･古代･中世散布地	水田	縄文土器･弥生土器･須恵器･珠洲焼･中世土師器	H.10分布調査	32.37.38

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除･変更等年月日	変更内容等	備考

分割図9

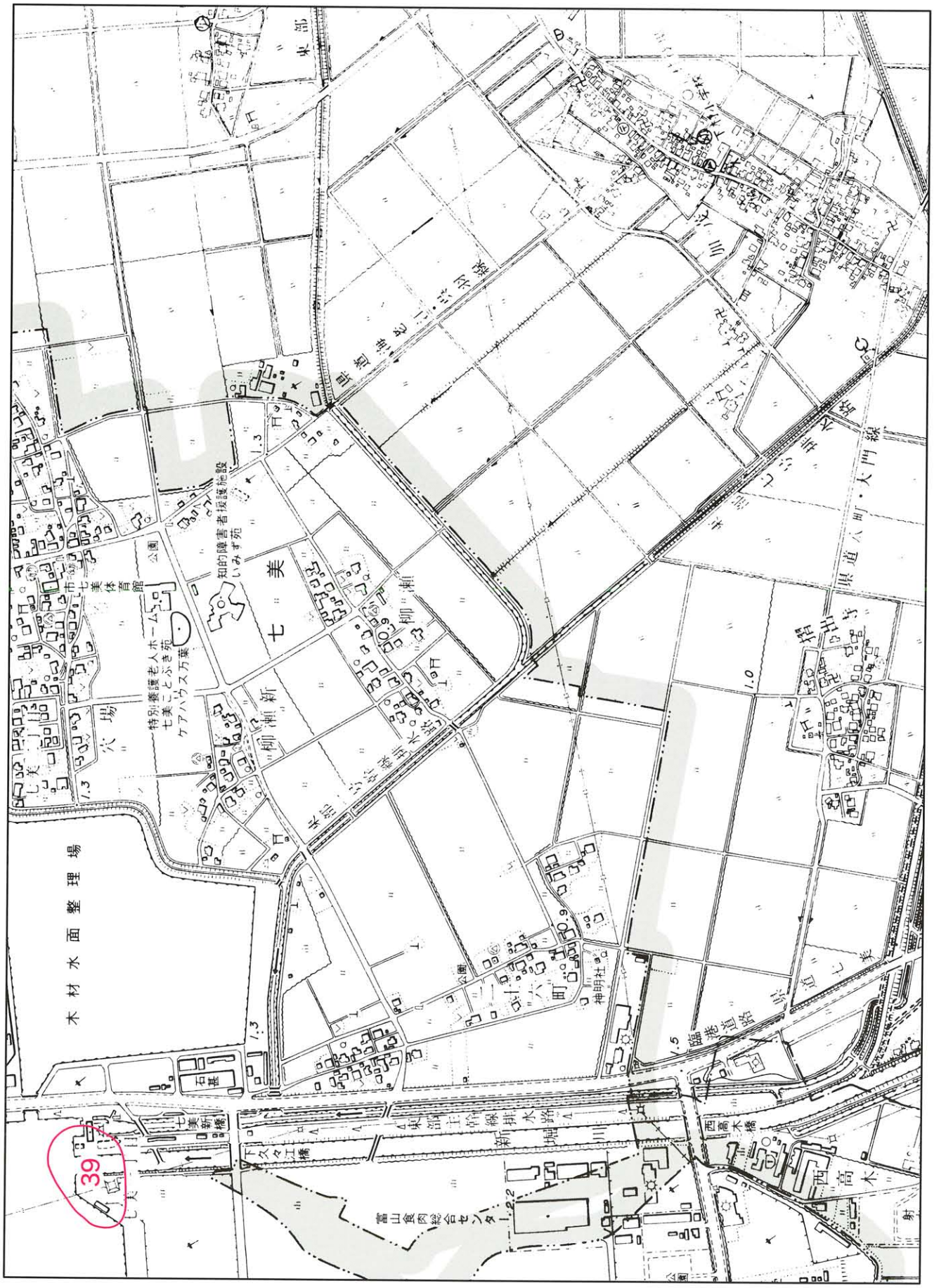
10
4
8
39
七美
柳瀬
新柳瀬
知的障害者援護施設
いみず苑
特別養護老人ホーム
七美ことぶき苑
ケアハウス万葉
七美体育館
公園
穴場
木材水面整理場
石垣
七美新橋
下久々江橋
東部正幹線
新排水路
臨港道路
神明社
西高木橋
西高木
富山食肉総合センター
県道八町・大門線
東部

遺跡台帳９

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代･種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
39	9	203035	下久々江遺跡（しもくぐえいせき）	新堀	縄文散布地	港湾･用悪水路	(伝)縄文土器	H.11分布調査	32.40

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除･変更等年月日	変更内容等	備考

分割図10

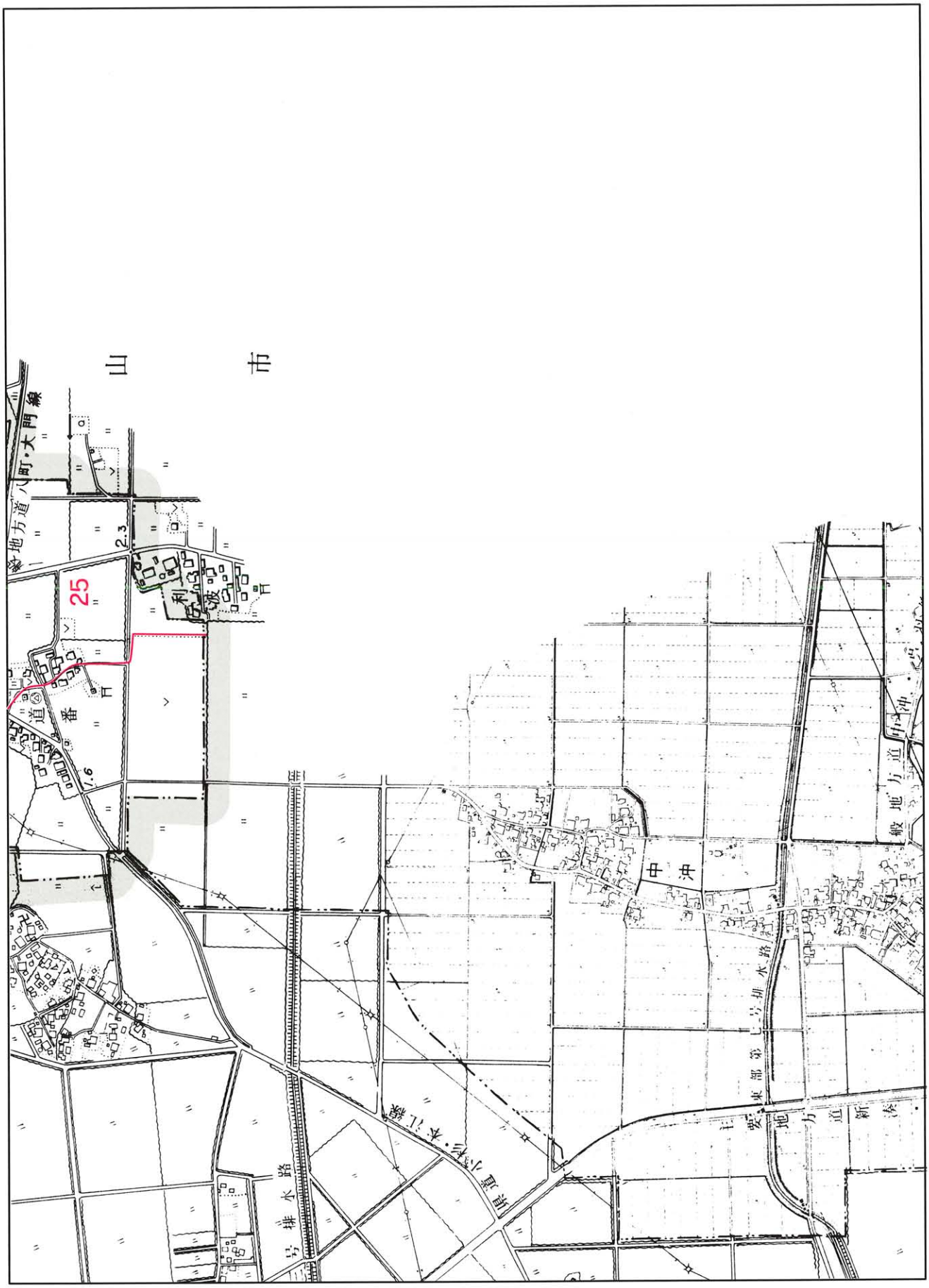

◀5

9▶

遺跡台帳10

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
25	5・10	203039	利波遺跡（となみいせき）	本江中・本江南・本江利波・富山市	縄文後～中世散布地	水田・宅地	弥生土器・土師器・須恵器・中世土師器・珠洲焼・青磁	H.9試掘調査　H.10・12分布調査	2.6.38.49

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

▲6

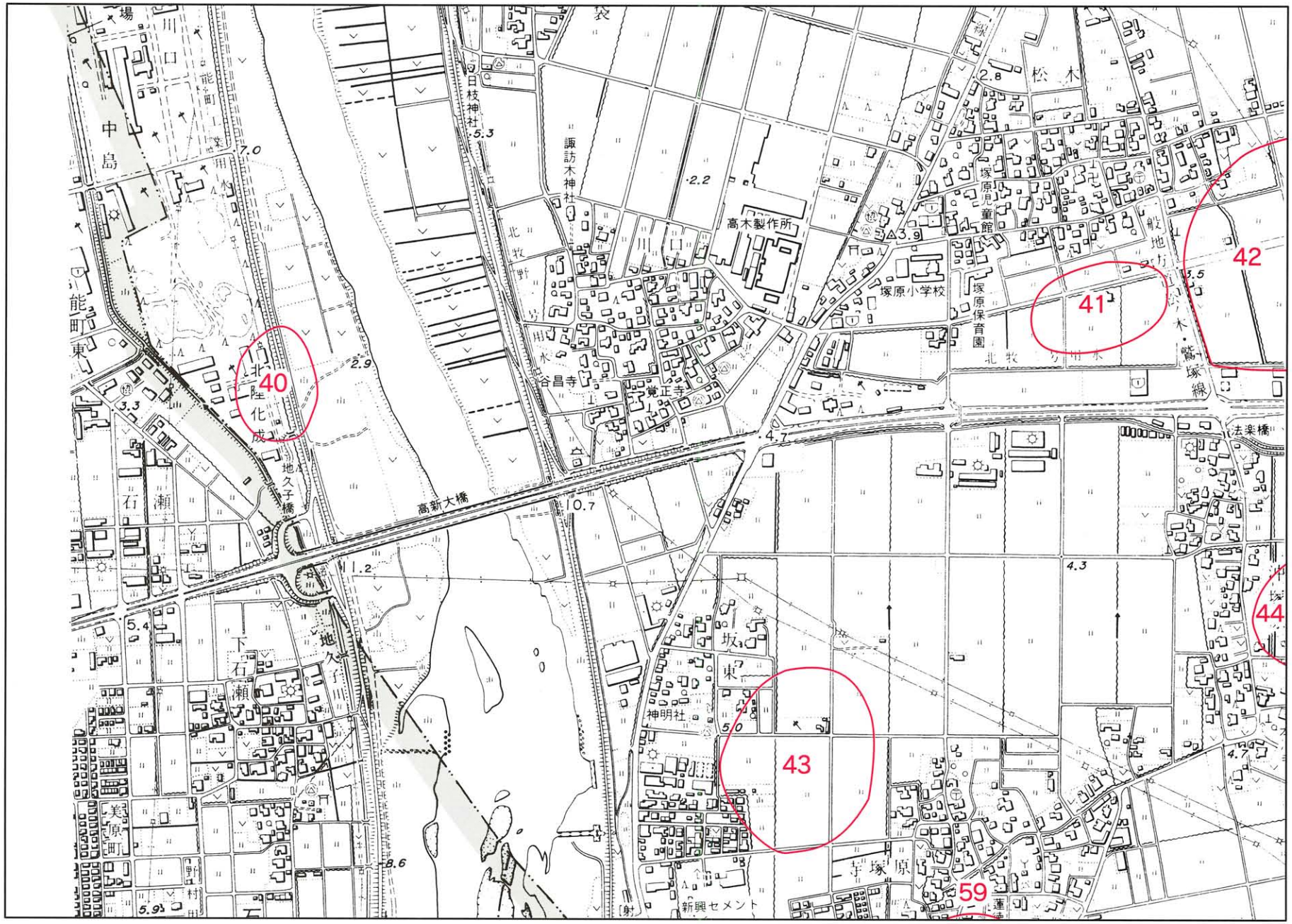
40
41
42
43
44
59
高木製作所
諏訪木神社
日枝神社
覚正寺
谷昌寺
塚原小学校
塚原保育園
塚原児童館
高新大橋
法楽橋
北陸化成
地久子橋
神明社
新興セメント
中島
石瀬
下石瀬
美原町
松木
北牧野
東坂
寺塚原

12▶

◀14

遺跡台帳11

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
40	11	203022	川口地先遺跡（かわぐちちさきいせき）	宮袋	古代？・中世散布地	工場敷地・畑	珠洲焼	H.9分布調査	30.36
41	11	203042	松木大ノ田遺跡（まつのきだいのたいせき）	松木	弥生散布地	水田	弥生土器・珠洲焼	H.6・9分布調査	35.36
42	11・12	203023	松木中鹿遺跡（まつのきなかじかいせき）	松木	弥生～古墳・中世散布地	水田	打製石斧・弥生土器・土師器・珠洲焼	H.8・9・12・13・14試掘調査　H.8・9分布調査	8.9.13.33.34 36.38
43	11	203052	坂東遺跡（ばんどういせき）	坂東・寺塚原	中世散布地	水田・畑・宅地	珠洲焼・中世土師器・中国銭	H.9分布調査	36
44	11・12	203024	沖塚原遺跡（おきつかはらいせき）	沖塚原	鎌倉～室町散布地	宅地・水田	須恵器・珠洲焼	（旧沖塚原Ｃ遺跡を統合）H.7試掘調査　H.9分布調査	30.31.35.36
59	11・14	203037	寺塚原遺跡（てらつかはらいせき）	寺塚原	中世散布地	宅地・水田	珠洲焼	H.7試掘調査　H.9分布調査	26.31.35.36

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

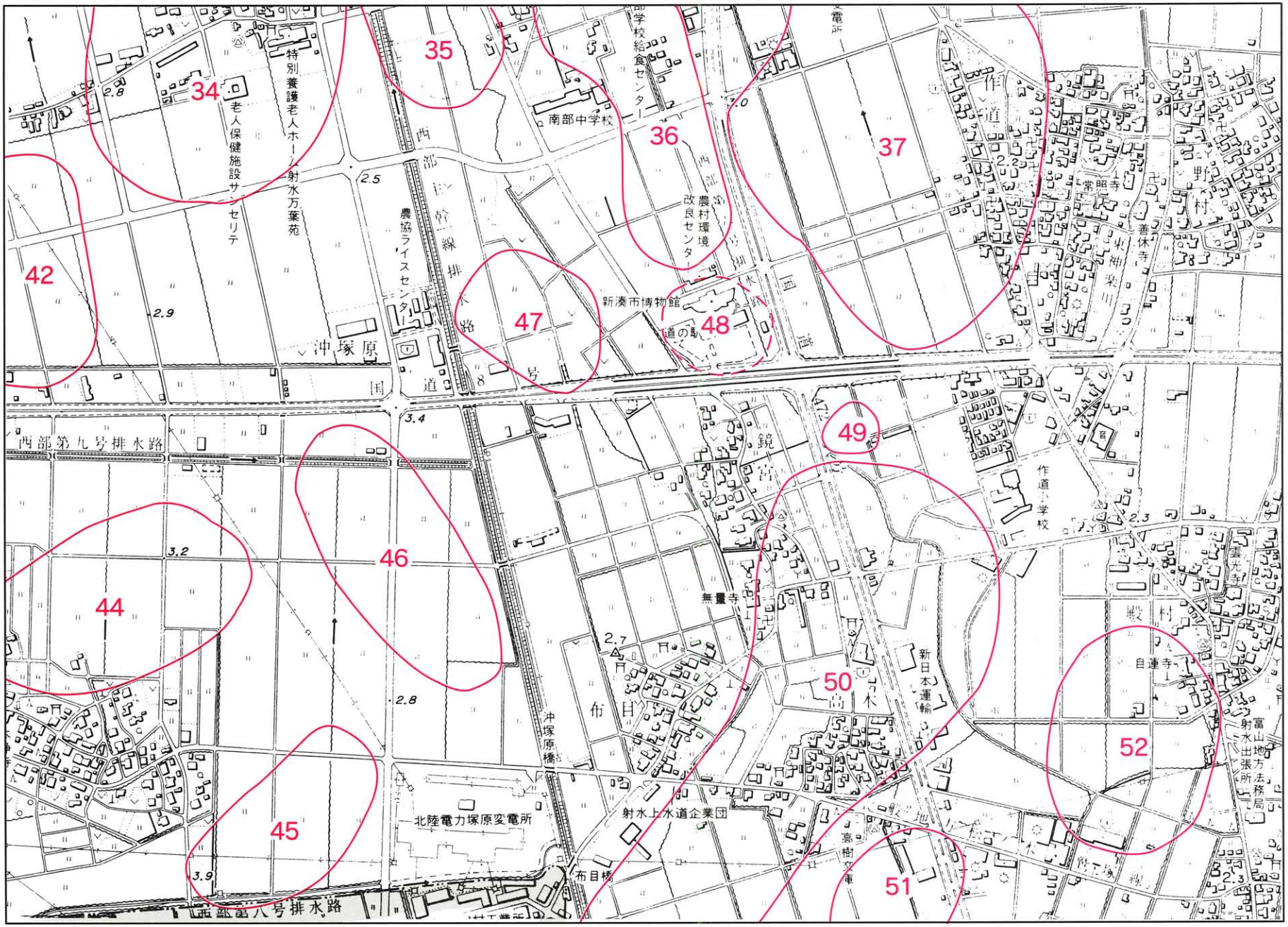
7
11
13
15
34
35
36
37
42
44
45
46
47
48
49
50
51
52
特別養護老人ホーム
射水万葉苑
老人保健施設サンセリテ
農協ライスセンター
西部主幹線排水路
西部第九号排水路
西部第八号排水路
沖塚原
南部中学校
学校給食センター
西部農村環境改良センター
新湊市博物館
道の駅
作道
作道小学校
常照寺
善休寺
東神楽川
無量寺
新日本運輸
高樹運輸
射水上水道企業団
北陸電力塚原変電所
沖塚原橋
布目橋
自運寺
富山地方法務局射水出張所
2.8
2.5
2.9
3.4
3.2
2.8
3.9
2.7
2.0
2.2
2.3
2.3

遺跡台帳12

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
34	7・12	203047	朴木C遺跡	朴木・松木	弥生中～中世散布地	宅地・水田	弥生土器・須恵器・土師器・珠洲焼・青磁	H.7・11・12・13試掘調査　H.7・9分布調査	30.31.35.36.50
35	7・12	203026	朴木A遺跡	朴木・鏡宮・神楽町	弥生・古代・中世散布地	宅地・水田・病院敷地	弥生土器・土師器・須恵器・珠洲焼・青磁	(旧称:朴木B遺跡、朴木A遺跡と統合) H.6・10試掘調査　H.8・9分布調査	8.9.13.28.30 35.36.37.44
36	7・12	203028	高島A遺跡	作道・鏡宮	弥生中～古墳前集落・中世散布地	水田・宅地	弥生土器・土師器・須恵器・珠洲焼	(旧高島B遺跡を統合) H.9本調査　H.7・8・9・12・14試掘調査　H.7・8・9・10分布調査	8.30.31.32.34 35.37.38.41.44 46.50.56
37	7・12	203032	作道遺跡	作道	弥生中集落?、古代・中世散布地	水田・宅地	弥生土器	H.5・9試掘調査　H.8・10分布調査	27.32.35.37.38 41
42	11・12	203023	松木中鹿遺跡	松木	弥生～古墳・中世散布地	水田	打製石斧・弥生土器・土師器・珠洲焼	H.8・9・12・13・14試掘調査　H.8・9分布調査	8.9.13.33.34 36.38
44	11・12	203024	沖塚原遺跡	沖塚原	鎌倉～室町散布地	宅地・水田	須恵器・珠洲焼	(旧沖塚原C遺跡を統合) H.7試掘調査　H.9分布調査	30.31.35.36
45	12	203025	沖塚原東A遺跡	沖塚原	中世散布地	水田	珠洲焼・中世土師器	H.7試掘調査　H.7・9分布調査	31.36
46	12	203036	沖塚原東B遺跡	沖塚原		水田	弥生土器・須恵器・珠洲焼・中世土師器・青磁	H.9分布調査	36
47	12	203017	鏡宮北遺跡	鏡宮・布目・沖塚原	弥生・古墳散布地	水田	縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・珠洲焼・近世磁器	H.6・9試掘調査　H.6・10分布調査	26.28.30.37.38
48	12	203043	鏡宮II遺跡	鏡宮	中世散布地	公用地・駐車場	須恵器・珠洲焼	H.6・7試掘調査　H.6・7・10分布調査(消滅)	28.31.35.37
49	12	203030	鏡宮遺跡	鏡宮・作道	弥生散布地	水田	弥生土器	H.10分布調査	37
50	12・15	203031	高木・荒畑遺跡	高木・布目・鏡宮・作道・殿村	縄文後～弥生散布地、古代集落、中世散布地	宅地・水田	縄文土器・弥生土器・須恵器・土師器・珠洲焼	(旧高木遺跡・荒畑遺跡を統合) S.60本調査　S.60・H.5・6・7・8・10試掘調査　H4・8・10分布調査	6.9.17.20.26 27.28.30.31.32 34.37.44
51	12・15	203040	南浦遺跡	高木	弥生散布地	水田	弥生土器	H.9試掘調査　H.6・10分布調査	31.37.38
52	12	203055	今井西遺跡	殿村・今井・高木	中世散布地	水田・宅地	土師器・珠洲焼	H.10分布調査	37

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

▲8

◀12

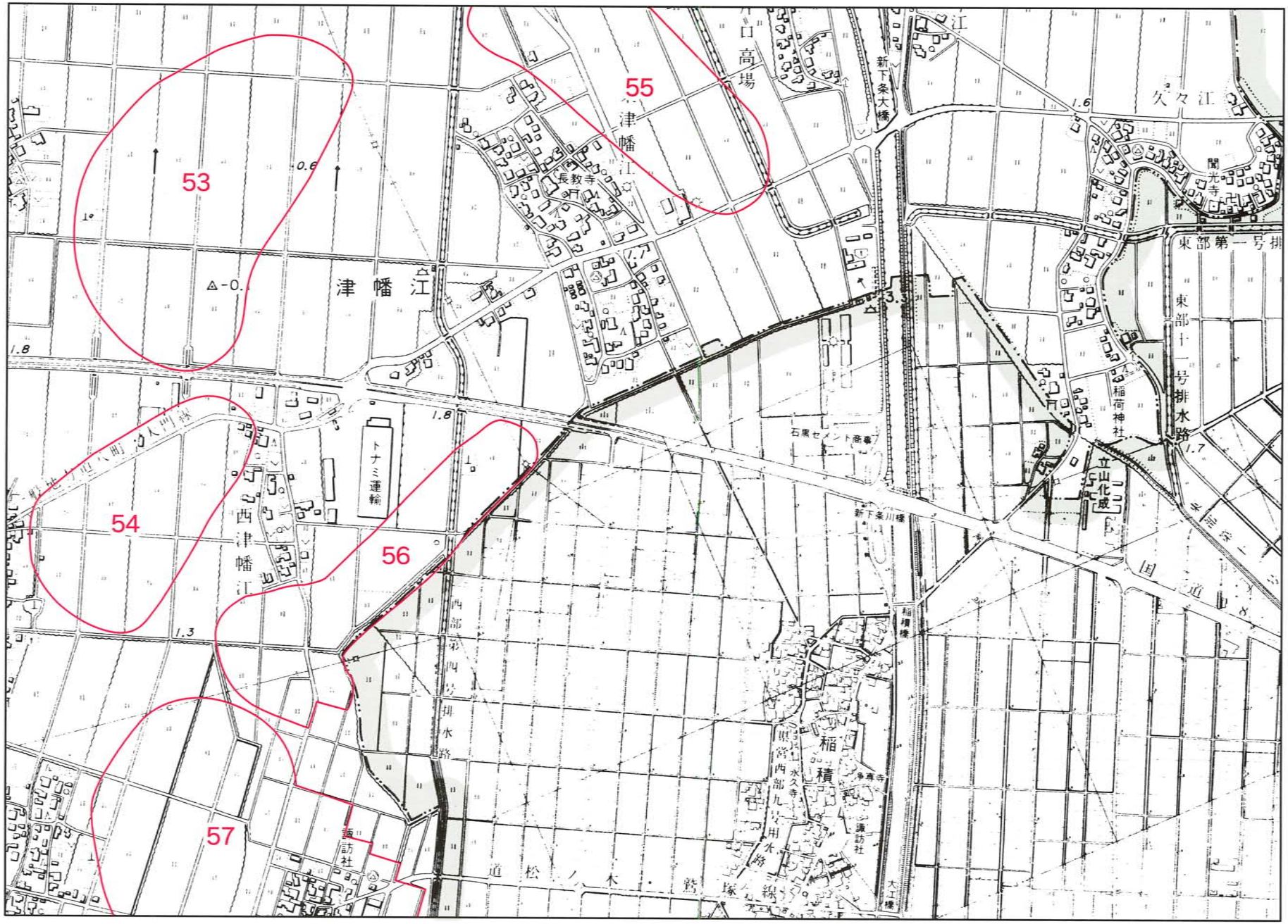
53
54
55
56
57
津幡江
西津幡江
長教寺
高場
新下条大橋
久々江
聞光寺
東部第一号排
東部十一号排水路
稲荷神社
立山化成
石黒セメント商事
トナミ運輸
新下条川橋
稲積橋
稲積
永久寺
浄専寺
諫訪社
大工橋
西部第四号排水路
県営西部九号用水路
国道8号
1.6
1.8
1.3
1.7
0.6
3.3

16▼

遺跡台帳13

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
53	13	203056	野村遺跡（のむらいせき）	野村・殿村	古代・中世散布地	水田	須恵器・珠洲焼・青磁・中国銭	H.10分布調査	37
54	13	203049	津幡江西遺跡（つばたえにしいせき）	津幡江・殿村	弥生～古墳・鎌倉～室町散布地	水田	弥生土器・須恵器・珠洲焼・中世土師器・瀬戸美濃	H.7・10分布調査	35.37
55	8・13	203057	東津幡江遺跡（ひがしつばたえいせき）	津幡江	弥生・古代・中世散布地	水田	縄文土器・弥生土器・須恵器・珠洲焼・中世土師器	H.10分布調査	32.37.38
56	13	203033	津幡江遺跡（つばたえいせき）	津幡江	弥生中集落、縄文・古墳散布地	水田	縄文土器・弥生土器・土師器・珠洲焼	H.12・13試掘調査　H.4・10分布調査	2.6.8.26.37 55
57	13・16	203044	今井遺跡（いまいいせき）	今井・沖	中世集落、古墳～古代散布地	水田・宅地	土師器・須恵器・珠洲焼・瓷器系陶器・中世土師器・青磁・青白磁・瓦質土器・砥石	H.7・12・13試掘調査　H4・7・.10分布調査	26.35.37.55

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

▲11

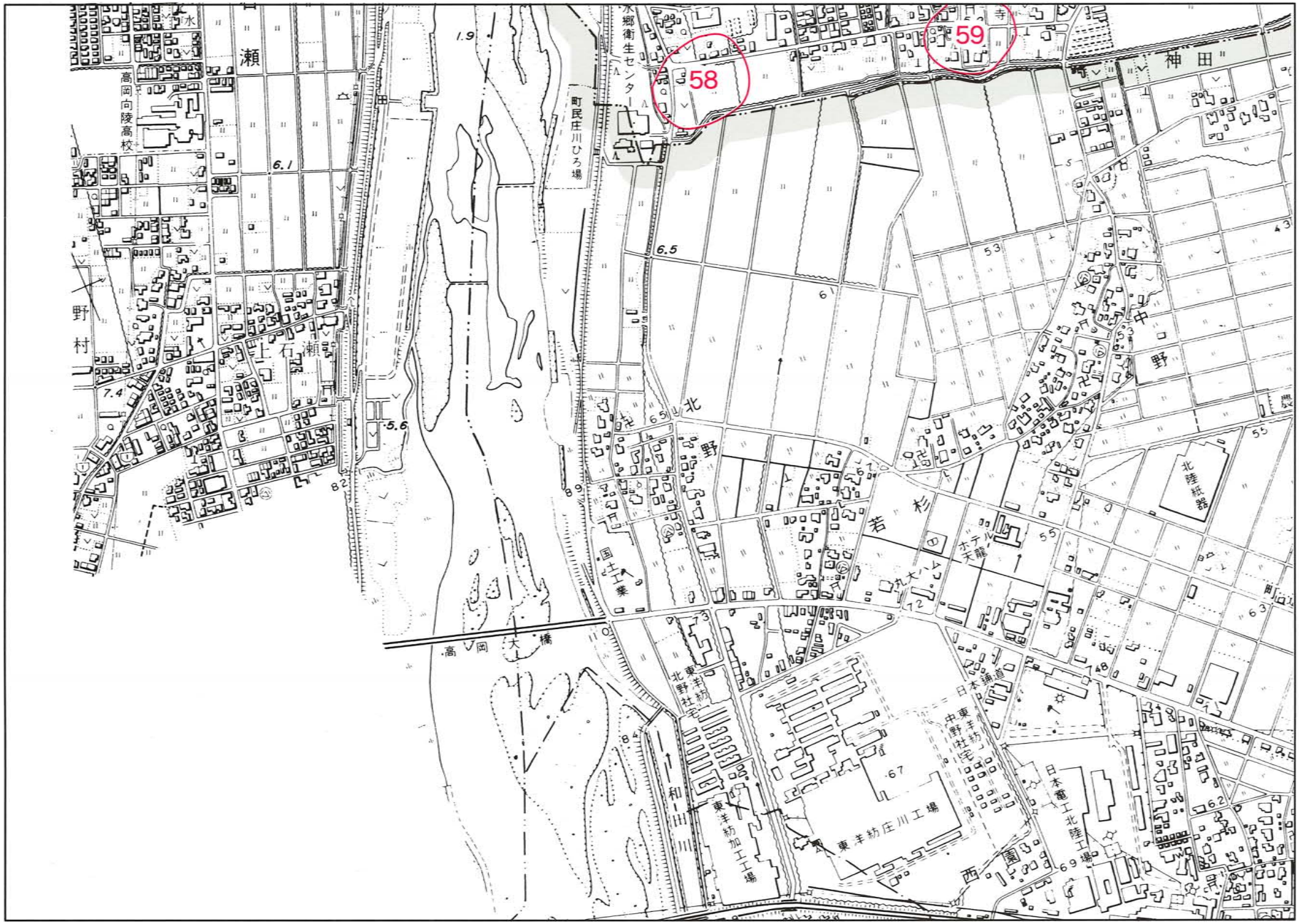
58
59
瀬
高岡向陵高校
水郷衛生センター
町民庄川ひろ場
神田
寺
上石瀬
野村
北野
若杉
中野
北陸紙器
ホテル天龍
ハイツ
固土工業
高岡大橋
和川
東洋紡北野社宅
東洋紡加工工場
東洋紡庄川工場
東洋紡中野社宅
日本鋼道
日本電工北陸工場
西園
6.1
6.5
7.4
5.6
1.9

15▶

遺跡台帳14

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
58	14	203051	寺塚原西遺跡（てらつかはらにしいせき）	寺塚原	古代～中世散布地	畑・宅地	須恵器・珠洲焼	H.9分布調査	36
59	11・14	203037	寺塚原遺跡（てらつかはらいせき）	寺塚原	中世散布地	宅地・水田	珠洲焼	H.7試掘調査　H.9分布調査	26.31.35.36

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

▲12

◀14

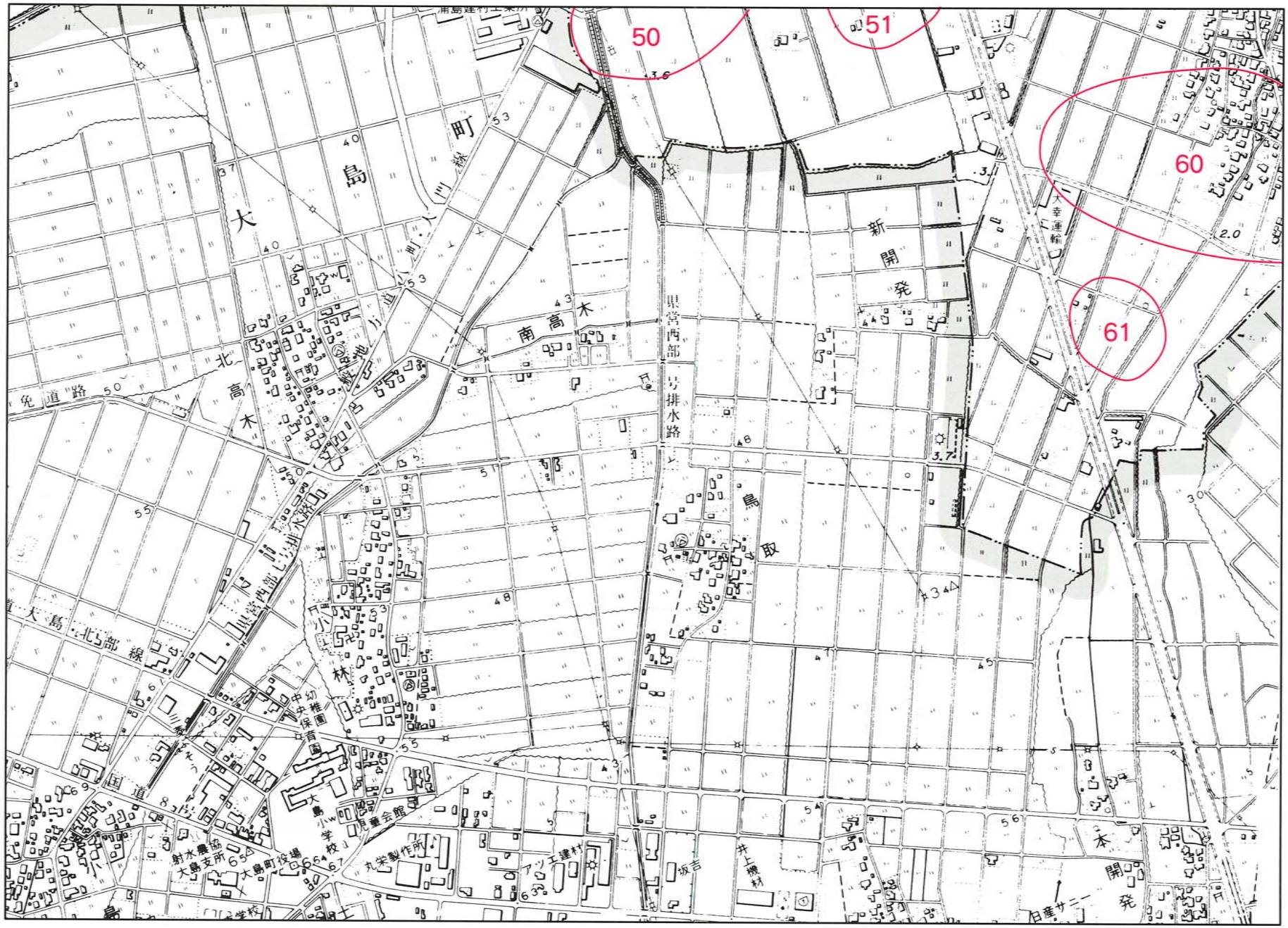
50
51
60
61
大島町
大島
北高木
南高木
新開発
県営西部
号排水路
鳥取
本開発
大幸運輸
免道路
大島・北部線
県営西部
小林
中央幼稚園
大島小学校
児童会館
国道
射水農協
大島支所
大島町役場
丸栄製作所
アツ工建材
坂吉
井上機材
日産サニー

16▶

遺跡台帳15

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
50	12・15	203031	高木・荒畑遺跡（たかぎ・あらばたけいせき）	高木・布目・鏡宮・作道・殿村	縄文後～弥生散布地、古代集落、中世散布地	宅地・水田	縄文土器・弥生土器・須恵器・土師器・珠洲焼	(旧高木遺跡・荒畑遺跡を統合) S.60本調査　S.60・H.5・6・7・8・10試掘調査　H4・8・10分布調査	6.9.17.20.26 27.28.30.31.32 34.37.44
51	12・15	203040	南浦遺跡（みなみうらいせき）	高木	弥生散布地	水田	弥生土器	H.9試掘調査　H.6・10分布調査	31.37.38
60	15・16	203045	今井南遺跡（いまいみなみいせき）	今井	中世散布地	水田・宅地	弥生土器・珠洲焼・青磁	H.7・8試掘調査　H.6・10分布調査	31.34.35.37
61	15	203046	今井二島遺跡（いまいにしまいせき）	今井	弥生散布地	水田・資材置場	弥生土器・珠洲焼	H.6・13試掘調査　H.6・10分布調査	28.37

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

▲13

◀15

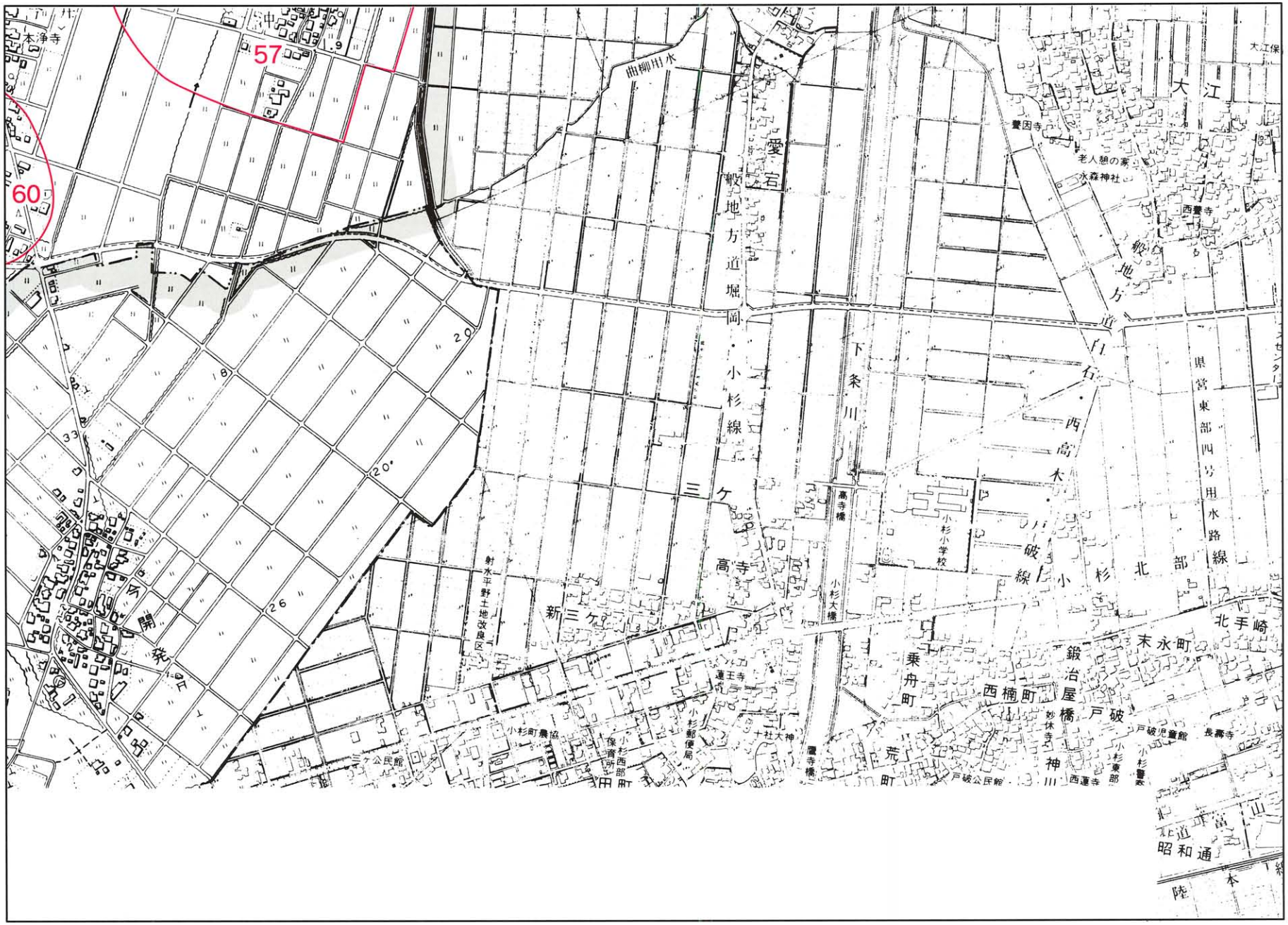
57
60
曲柳用水
愛宕
般地方道堀岡・小杉線
下条川
三ケ
高寺
新三ケ
射水平野土地改良区
開発
大江
大江保
畳因寺
老人憩の家
永森神社
西畳寺
般地方道
石・西高木
県営東部四号用水路
小杉北部線
破線
高寺橋
小杉小学校
小杉大橋
乗舟町
西楠町
鍛冶屋橋
末永町
北手崎
戸破
妙林寺
戸破児童館
長福寺
小杉畳表
戸破公民館
西蓮寺
神川
荒町
蓮寺橋
蓮王寺
十社大神
小杉郵便局
小杉西部保育所
小杉町農協
三ケ公民館
田町
富山
昭和通
陸本

遺跡台帳16

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
57	13・16	203044	今井遺跡（いまいいせき）	今井・沖	中世集落、古墳～古代散布地	水田・宅地	土師器・須恵器・珠洲焼・瓷器系陶器・中世土師器・青磁・青白磁・瓦質土器・砥石	H.7・12・13試掘調査　H4・7・10分布調査	26.35.37.55
60	15・16	203045	今井南遺跡（いまいみなみいせき）	今井	中世散布地	水田・宅地	弥生土器・珠洲焼・青磁	H.7・8試掘調査　H.6・10分布調査	31.34.35.37

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	分割図番号	県遺跡番号	遺跡名	加除・変更等年月日	変更内容等	備考

4　新湊市遺跡地図参考文献

1　新湊町史実研究会　1938　『新湊町資料』第１輯

2　高瀬　保　1964　「古文書からみた放生津潟の変遷と射水平野の形成」
『放生津潟周辺の地学的研究』　富山地学会編

3　藤井昭二　1964　「地質からみた射水平野の形成と放生津潟の変遷」
『放生津潟周辺の地学的研究』　富山地学会編

4　新湊市　1964　『新湊市史』

5　文化財保護委員会　1965　『全国遺跡地図－富山県』

6　岡崎卯一　1966　「利波弥生遺跡の調査」『放生津潟周辺の地学的研究第三集』富山地学会編

7　間坂儀三郎　1966　「放生津潟西岸の牧野地区内古代遺物」
『放生津潟周辺の地学的研究第三集』富山地学会編

8　新湊市南部中学校郷土クラブ　1971　『古代遺跡中露出遺物拾得内訳明細書』

9　富山県　1972　『富山県史－考古編』

10　富山県　1984　『富山県史通史編Ⅱ－中世』

11　富山県教育委員会　1972　『富山県遺跡地図』

12　京田良志　1976　『富山県の石造美術』

13　富山県　1976　『富山県史通史編－原始・古代』

14　高岡　徹　他編　1980　『日本城郭大系第７巻』（新潟・富山・石川）　新人物往来社

15　富山県教育委員会　1981　『昭和55年度富山県埋蔵文化財調査一覧』

16　新湊市　1983　『富山新港史』

17　富山県教育委員会　1986　『昭和60年度富山県埋蔵文化財センター年報』

18　富山県埋蔵文化財センター　1989　『昭和63年度富山県埋蔵文化財センター年報』

19　富山県埋蔵文化財センター　1990　『平成元年度富山県埋蔵文化財センター年報』

20　大島町教育委員会　1991　『大島町荒畑遺跡発掘調査概要』

21　久々忠義　1992　『放生津城跡を掘る』　新湊市民文庫11

22　新湊市　1992　『新湊市史－近現代』

23　富山県埋蔵文化財センター　1992　『平成３年度富山県埋蔵文化財センター年報』

24　富山県埋蔵文化財センター　1993　『平成４年度富山県埋蔵文化財センター年報』

25　富山県教育委員会　1993　『富山県埋蔵文化財包蔵地地図』

26　久々忠義・林寺厳州　1994　「射水平野の遺跡－神楽川流域を探る」　『大境第16号』
富山考古学会

27　富山県埋蔵文化財センター　1994　『平成５年度富山県埋蔵文化財センター年報』
28　富山県埋蔵文化財センター　1995　『平成６年度富山県埋蔵文化財センター年報』
29　新湊市善光寺自治会　1995　『善光寺のあゆみ』
30　青木一彦他　1996　「射水平野の歴史－古代北陸道を探る」　『大境第18号』　富山考古学会
31　富山県埋蔵文化財センター　1996　『平成７年度富山県埋蔵文化財センター年報』
32　新湊市　1997　『しんみなとの歴史』
33　新湊市教育委員会　1997　『松木遺跡発掘調査報告』
34　富山県埋蔵文化財センター　1997　『平成８年度富山県埋蔵文化財センター年報』
35　青木一彦他　1998　「中世の放生津について」　『大境第19号』富山考古学会
36　新湊市教育委員会　1998　『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅰ』
37　新湊市教育委員会　1999　『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅱ』
38　富山県埋蔵文化財センター　1999　『平成９年度富山県埋蔵文化財センター年報』
39　久々忠義　2000　「中世の城と町と川」　『北陸の中世城郭第10号』北陸城郭研究会
40　新湊市教育委員会　2000　『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅲ』
41　新湊市教育委員会　2000　『高島Ａ遺跡発掘調査概要』
42　新湊市教育委員会　2000　『市内遺跡試掘調査概要』
43　新湊市教育委員会　2000　『本江東遺跡発掘調査概要』
44　富山県埋蔵文化財センター　2000　『平成10年度富山県埋蔵文化財センター年報』
45　北陸中世考古学研究会　2000　『中世北陸の石塔・石仏』
46　赤澤徳明　2000　「1999年の考古学会の動向－弥生時代中部・北陸」
『考古学ジャーナル６月臨時増刊号』　ニュー・サイエンス社
47　新湊市立庄西公民館　2000　『亘理』
48　吉久　登　2000　『古代奈呉の江を探る』
49　新湊市教育委員会　2001　『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅳ』
50　富山県埋蔵文化財センター　2001　『平成11年度富山県埋蔵文化財センター年報』
51　森　隆　2001　「富山県出土の土錘集成」　『富山考古学研究第４号』
㈶富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所
52　富山新聞社　2001　『ふるさと富山歴史館』
53　講談社　2002　『再現日本史第44号』
54　新湊市教育委員会　2002　『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅴ』
55　新湊市教育委員会　2002　『年度市内遺跡試掘調査報告』
56　新湊市教育委員会　2003　『年度市内遺跡試掘調査報告』

5　文化財保護法（抄）（昭和25年５月30日法律第214号）

〔改正〕平成14年７月３日法律第82号

第一章　総　則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第２条　この法律で「文化財」とは、次に揚げるものをいう。

（４）貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第３条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第４条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第四章　埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第57条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第57条の２　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第１項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第１項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第57条の３　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第57条の６において、「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官

にその旨を通知しなければならない。
2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
3　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
4　文化庁長官は、前２項の場合を除き、第１項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）
第57条の４　国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）
第57条の５　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第１項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
2　文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、３箇月を超えることができない。
5　第２項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、１回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して６箇月を超えることとなつてはならない。
7　文化庁長官は、第１項の届出がなされなかつた場合においても、第２項及び第５項に規定する措置を執ることができる。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）
第57条の６　国の機関等が前条第１項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第１項又は第58条の２第１項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

（地方公共団体による発掘の施行）
第58条の２　地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
3　地方公共団体は、第１項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

第七章　罰　則

（刑罰）
第107条の３　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
（２）第57条の５第２項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

（行政罰）
第110条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。
（６）第57条第２項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

平成15年３月31日発行

新湊市遺跡地図

編集　新湊市教育委員会
発行　新湊市教育委員会
　　富山県新湊市本町二丁目10番30号
印刷　㈱タニグチ印刷